平成26年4月実施の組織機構改革について

●趣 旨

本市では、職務責任の明確化やチェック体制の強化を図るとともに、市制60周年を迎えるにあたり、わがまちの魅力アップに向け、7K政策や新たな課題への対応、第4次行財政改革大綱の円滑な推進、市民目線で市民の方にわかりやすい組織体制の構築をめざした組織機構改革を行いました。

●主な改正内容

次のとおり、4つの基本方針に沿って、組織機構改革を実施しました。

- (方針1) 職務責任の明確化やチェック体制の強化
- (方針2) 7K政策や新たな課題に的確に対応できる組織づくり
- (方針3) 第4次行財政改革大綱を円滑に推進するための組織づくり
- (方針4) 市民目線で市民にとってわかりやすく利用しやすい組織体制の構築

(方針1) 職務責任の明確化やチェック体制の強化

部・課・係の3層制とし、職務責任の明確化や組織マネジメント、指導・育成力の強化による人材育成をめざすとともに、チェック機能を強化するため課長を補佐する「課長補佐」を配置しました。また、課の下に係の設置を行い、「係長」を配置しました。

(現状) 部・(室、課) の2層制 ⇒ (改革後) 部・課・係の3層制

※3層制の主な役職:部長 ⇒課長 ⇒課長補佐 ⇒係長 ⇒係員

※方針2~方針4までの詳細については、別紙「主な変更内容」のとおり

●改正日

平成26年4月1日から

●その他

変更前後の組織機構図

別紙「主な変更内容」

◎ 方針2

主な内容と担当課などが変わる業務【】内は旧組織名

【 新担当課名 】

- · 高齢者が日常的な介護に頼ることなく、心身ともに健康で暮らし、元気に活躍できる健康長寿社会の実現を図ります。
- ・老人クラブ、シルバー人材センター及び地域包括支援センターなど【介護高齢課】
- ・福祉センター及び地域福祉センター【生活福祉課】

いきいき高齢課

- ・幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する体制を構築し、"子育てにやさしいまち河内長野"をめざします。
- ・ 市立幼稚園及び子育で・幼児教育推進給付金など 【教育総務課】
- ・市立幼稚園など【学校教育課】
- ・保育所や子育て支援など【子育て支援課】

子ども子育て課

- ・魅力ある観光地の形成を戦略的に推進し、観光誘客の促進により交流人口の拡大を図るとともに、より一層の経済の発展をめざし、産業振興を促進します。
- ・産業振興ビジョンや地域ブランドなど【産業活性化室】
- ・就労支援など【商工観光課】

産業政策課

- ・魅力ある観光地の形成を戦略的に推進し、観光誘客の促進により交流人口の拡大を図るとともに、より一層の経済の発展をめざし、産業振興を促進します。
- ・観光の振興など【商工観光課】

観光政策課

- ・中心市街地の活性化、都市機能の整備、住宅政策、公共交通機関の充実等を総合的に進めます。
- ・地域整備や住宅政策(建築物の耐震化含む)【まちづくり推進室】
- ・交通対策、交通安全対策や放置自転車など【交通政策課】
- · 市営住宅 【生活福祉課】

都市創生課

・都市ブランドなど市の魅力の創造・発信、シティプロモーションの推進、企業・学校誘致など都市戦略の企画立案、総合コーディネートを担います。 【広報広

都市魅力戦略課

◎ 方針3

主な内容と担当課などが変わる業務【】内は旧組織名

【 新担当課名 】

・下水道事業について、経営の効率化や透明性の向上、経費負担区分の明確 化を図ることで、安定した経営を実現し、持続的なサービスの提供を行うため地 方公営企業法の適用に向けた準備を着実に推進するとともに、公営企業のより 一層の効率的経営を図るため、上下水道の企画・総務部門を統合しました。

経営総務課

- ・ 市有財産の有効活用、効率的な維持管理などを総合的にコーディネート、進行 管理を行います。
- ・市有建築物の工事や保全など【財政課】
- ・普通財産、庁舎などの市有財産や部落有財産など【財政課】
- ・非強制徴収公債権の債権管理の指導など【財政課】

資産活用課

◎ 方針4主な内容と担当課などが変わる業務【】内は旧組織名

【 新担当課名 】

- ・法律相談や消費生活相談、市民相談などの相談業務を「自治振興課」に一元化しました。
- ・市民相談業務(消費生活センター含む)【市民窓口課】
- ・ 市民相談(行政に関する相談)及び行政相談員との連絡調整業務 【広報広聴課】

自治振興課

- ・道路部門の明確化及び用地明示部分も含めて「道路課」に一元化しました。
- 道路の維持管理や占用など【道路管理課】
- ・用地取得や用地明示など【用地明示課】
- 道路及び街路整備などの新設改良工事【交通政策課】

道路課

- ・河川水路部門を一元化し公園部門と統合し「公園河川課」を設置しました。
- ・河川や水路(農業用水路を除く)【下水道工務課】
- 公園や緑地の管理など【公園緑地課】
- ・ちびっこ広場【子育て支援課】

公園河川課

◎ その他の変更内容

★ 事務が移管される内容 担当課などが変わる業務【】内は旧組織名

【 新担当課名 】

- ・介護保険制度、介護保険給付、地域密着型サービス事業者など 【介護高齢
- 要介護認定及び要支援認定など【介護高齢課】

介護保険課

- 浄化槽設置助成など【下水道管理課】
- ・環境の保全や市営斎場の管理など【環境保全課】
- 土砂埋立てや公害対策など【環境保全課】

環境政策課

・ 都市計画や建築・開発指導など 【まちづくり推進室】

都市計画課

- 社会教育に関する講座、公民館など【生涯学習課】
- ・歴史文化遺産、滝畑ふるさと文化財の森センターなど【ふるさと文化課】

ふるさと交流課

- ・文化、国際化の推進やラブリーホールなど【ふるさと文化課】
- ・生涯学習に関する講座、キックスなど【生涯学習課】
- ・スポーツ振興や施設など【生涯学習課】

文化・スポーツ振興課

★ 名称変更した部名 【旧の名称】

【 新しい名称 】

• 健康増進部

健康長寿部

• 地域福祉部

子ども・福祉部

• 産業振興部

産業経済部

• 都市建設部

都市づくり部

・市長公室

総合政策部

★ 名称変更した室及び課名 【旧の名称】

【 新しい名称 】

· 市民生活部人権推進室

総合政策部 人権推進課

・クリーンセンター環境事業推進室

クリーンセンター 環境事業推進課

・水道管理課

・浄水課

水道課

・下水道工務課

下水道課

· 企画政策室

政策企画課

• 危機管理室

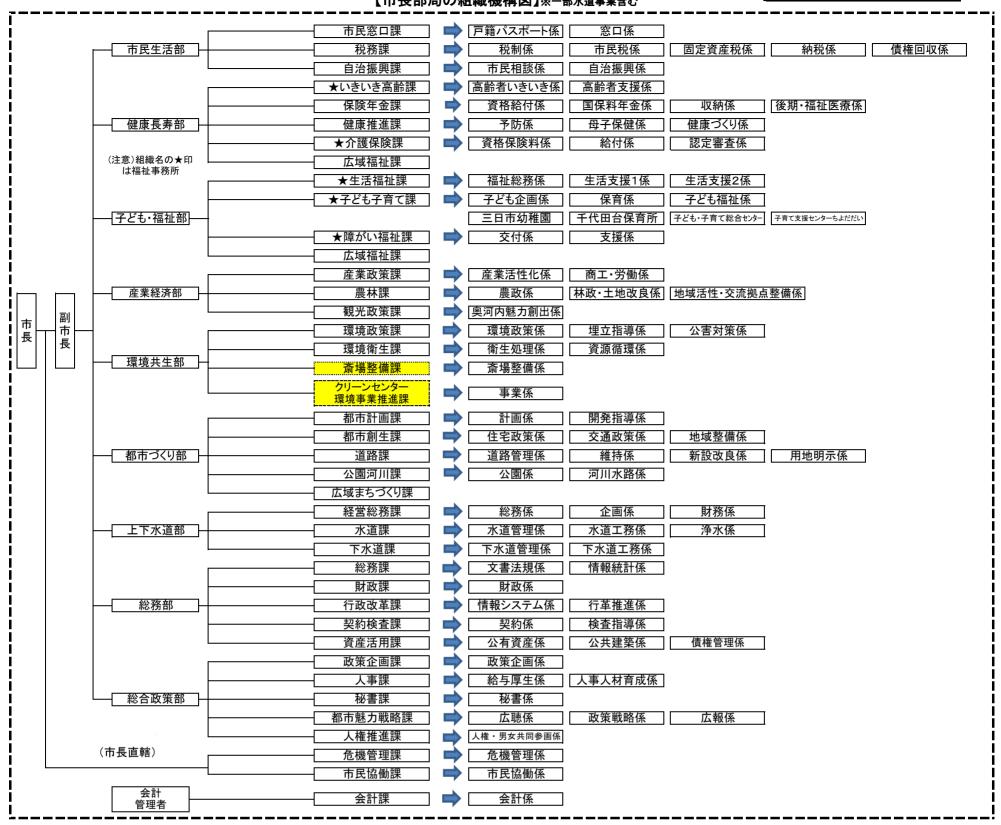
危機管理課

・市民協働室

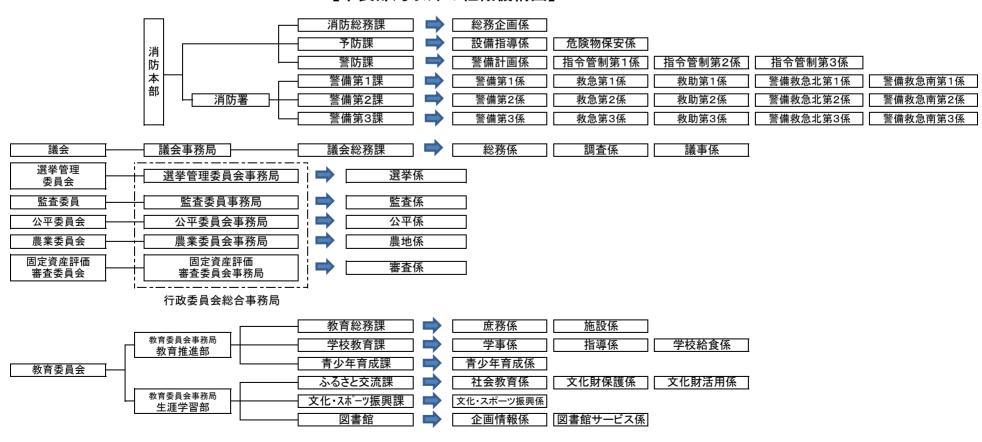
市民協働課

臨時機構

【市長部局の組織機構図】※一部水道事業含む

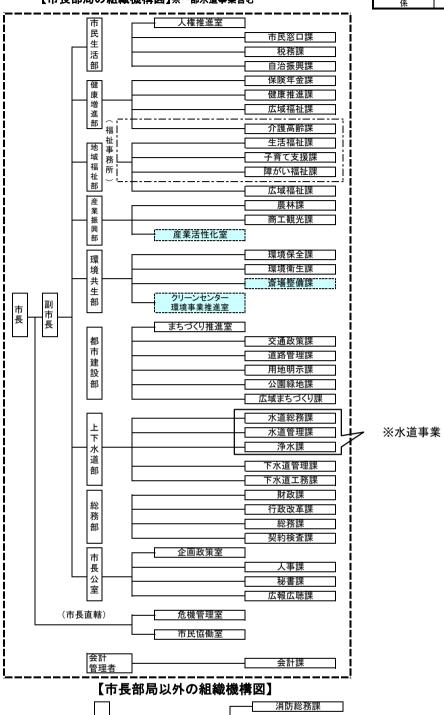


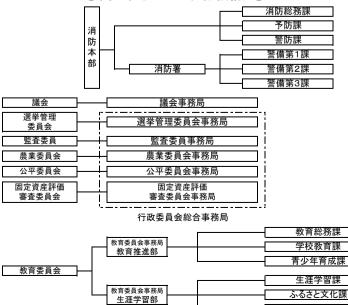
【市長部局以外の組織機構図】



部署数		内、臨時機構
部•局	9	0
室∙署	7	2
課∙館	31	1
係	0	0

【市長部局の組織機構図】※一部水道事業含む





図書館